

第九号書式 (昭40蔵令36・全改、昭45蔵令59・平7 蔵令5・平12蔵令75・平20財令15・令元財令5
・令2 財令73・一部改正)

年 月 日

財務大臣 あて

各省各庁の長

支出總報告書

何所管某年度一般会計（何特別会計）何年何月分支出総報告書を別表のとおり送付する。

(別表)

その1

[illegible]

その 2

部局等及び科目	支出済歳出額		翌年度へ繰越額		歳出予算 残額	摘 要
	何月分	何月までの 累計	何月分	何月までの 累計		
何（部局等）	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
何（項）	0	0	0	0	0	
何（項）	0	0	0	0	0	
何（項）	0	0	0	0	0	
何（項）	0	0	0	0	0	
何（項）	0	0	0	0	0	
何（項）	0	0	0	0	0	

備考

- 別表その 1 及びその 2 の用紙寸法は、それぞれ日本産業規格 A 列 4 とする。
- 別表その 1 又はその 2 のうち 2 葉以上にわたるものがある場合には、当該各葉の右上方にページ数を付する。
- 勘定の区分がある特別会計にあつては、部局等及び科目の欄中「何（部局等）」とあるのは「何（勘定）」とする。
- 一般会計において、前年度から繰り越された経費の金額、予備費使用書の決定により配賦された経費の金額又は移用し、若しくは流用した経費の金額について予算の移替えを行つた経費の金額がある場合には、別表その 1 中「流用等増減額」欄の次に「予算決定後移替増△減額」欄を設け、これを記入する。
- 特別会計において、弾力条項を適用して経費を増額した金額がある場合には、別表その 1 中「予備費使用額」欄の次に「予算総則の規定による経費増額」の欄を設け、これを記入する。
- 別表その 1 及びその 2 の最下欄（別表その 1 又はその 2 のうち 2 葉以上にわたるものがある場合には、その最終ページの最下欄）に所管（特別会計にあつては会計）合計を記載する。ただし、勘定の区分がある特別会計にあつては、この限りでない。